

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱

(目的)

第1 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減を伴う変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象者の変更

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(概算払)

第6 局長は、必要があると認める場合は、補助金を概算払することができる。
2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金概算払請求書（様式第5号）を局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。

別表第1 (第2関係)

施設区分		経費	事業メニュー	補助額
1 基幹水利施設管理事業実施要綱(平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知)(以下「基幹水国実施要綱」という。)第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施する施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 基幹水利施設管理事業実施要領(平成8年7月31日付け8構改A第596号農村振興局長通知)別紙2-2に定める額以内の額
	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施しない施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策(県単事業)	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て) 高騰額=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり
2 水利施設管理強化事業実施要綱(令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知)(以下「管理強化国実施要綱」という。)第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設	管理強化国実施要綱第2の5の事業を実施する施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額
	管理強化国実施要綱第2の5の事業を実施しない施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策(県単事業)	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切り捨て) 高騰額=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり
3 上記1及び2以外の施設	管理強化国実施要綱第2の5(1)イに該当する土地改良区が管理する施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策(国事業)	定額 水利施設管理強化事業実施要領(令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知)別紙2に定める額以内の額
	上記以外の施設	左記施設の令和6年4月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策(県単事業)	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額(千円未満切捨て) 高騰額=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和6年4月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり

別表第2

区分	基本料金			電力量料金及び燃料費等調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
高騰率	1.047	1.392	1.398	1.184	1.215	1.236

別表第3（第7関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 その他局長が必要と認める書類	第1号 第2号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他局長が必要と認める書類	第3号 第2号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 その他局長が必要と認める書類	第4号 第2号	1部 1部 1部	事業完了後60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日